

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年8月 24 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600326号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600031号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額について、令和元年7月12日は16万6,000円、令和元年12月6日は15万1,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日及び令和元年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月12日及び令和元年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額について、令和元年7月12日は16万6,000円から22万3,000円、令和元年12月6日は15万1,000円から20万3,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日及び令和元年12月6日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月12日

② 令和元年12月6日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録において標準賞与額の記録がないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された預金取引明細表、課税庁から提出された給与支払報告書、B社から提出された支給控除一覧表及び源泉徴収簿(以下、併せて「支給控除一覧表等」という。)により、請求者は、事業主から請求期間①は22万3,000円、請求期間②は20万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間

①は22万3,520円、請求期間②は20万3,200円)の支払を受け、請求期間①は16万6,000円、請求期間②は15万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1万5,177円、請求期間②は1万3,797円)を当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万6,000円、請求期間②は15万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の令和元年7月12日及び令和元年12月6日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、支給控除一覧表等で確認できる賞与額に相当する標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等で確認できる賞与額から請求期間①は22万3,000円、請求期間②は20万3,000円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600327号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600032号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額について、令和元年7月12日及び令和元年12月6日は19万8,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日及び令和元年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月12日及び令和元年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額について、令和元年7月12日及び令和元年12月6日は19万8,000円から26万6,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日及び令和元年12月6日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月12日

② 令和元年12月6日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録において標準賞与額の記録がないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳、課税庁から提出された給与支払報告書、B社から提出された支給控除一覧表及び源泉徴収簿(以下、併せて「支給控除一覧表等」という。)により、請求者は、事業主から26万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(26万6,740円)の支払を受け、19万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万8,112円)を当該賞

与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の令和元年 7 月 12 日及び令和元年 12 月 6 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、支給控除一覧表等で確認できる賞与額に相当する標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等で確認できる賞与額から、26 万 6,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600258号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600033号

## 第1 結論

請求者のA社における令和5年8月30日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

令和5年8月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年8月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年8月30日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る預金通帳、源泉徴収票及び同社が業務委託しているB税理士法人(以下「税理士法人」という。)から提出された請求期間に係る元帳並びに同社の回答及び陳述(以下「元帳等」という。)によると、請求者は、A社から70万円の標準賞与額に相当する賞与(70万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(6万4,050円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の

事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の商業登記簿謄本により、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、i) 代表取締役ではあるものの、C業で被保険者も1人であることから、帳簿の管理は妻に完全に任せていた上、会計業務・社会保険事務等は税理士法人及び税理士法人の関連会社であるD社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士法人」という。）に業務委託している旨、ii) 令和7年の賞与支払時に税理士法人から届出をするよう連絡があるまで、賞与支払届が提出されていないこと及び決算時の預り金の残高のことについて全く認識しておらず、請求期間当時、税理士法人からも説明を受けていなかった旨回答及び陳述している。

また、上述の社会保険労務士法人は、令和7年9月から11月の決算処理のタイミングで税理士法人の担当者を変更になった際に、後任者が預り金の残高を確認していたところ、初めて請求期間の賞与支払届が提出されていないことが発覚し、A社に連絡した旨回答及び陳述している。

さらに、日本年金機構は、A社に社会保険料の滞納はない旨回答している上、総合調査等結果によれば、同社は優良、事故無と評価されており、同社において保険料を軽減しなければならない事情は見当たらない。

これらのことから、請求期間の賞与については、代表取締役である請求者が意図的に届出を行っていないものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の請求期間に係る元帳等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から70万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600256号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600030号

## 第1 結論

平成17年12月、平成19年2月、平成19年7月、平成19年12月及び平成20年12月について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成19年2月  
③ 平成19年7月  
④ 平成19年12月  
⑤ 平成20年12月

A社にB職として勤務し、請求期間①から⑤までについて賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが、標準賞与額の記録がない。所持している賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主(以下「事業主」という。)及び社会保険事務担当者は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求期間①及び③から⑤までについて、事業主及び社会保険事務担当者は、B職の社員に係る賞与の取扱いについて、冬季は12月、夏季は7月に暫定賞与を支払い、その後、冬季は翌年2月、夏季は8月に確定した賞与と暫定賞与の精算を行っており、不足額は、2月又は8月に支払い、過払額は次月以降の給与から控除し、暫定額と精算額の合計額を賞与として冬季は翌年2月、夏季は8月を支払日とする厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているが、暫定賞与がそのまま確定の賞与となることもあるため、翌年2月又は8月の賞与の精算が行われない場合もある旨回答及び陳述している。

さらに、上述の事業主の回答を踏まえ請求者から提出された賞与明細書(請求期間①は平成17年12月及び平成18年2月、請求期間③は平成19年7月及び同年8月、請求期間④は平成19年12月及び平成20年2月、請求期間⑤は平成20

年12月)を検証すると、賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準賞与額(請求期間①は平成18年2月24日に10万円、請求期間③は平成19年8月24日に36万円、請求期間④は平成20年2月26日に30万8,000円、請求期間⑤は平成21年2月26日に10万円)と一致する。

加えて、A社が加入するC健康保険組合(以下「健康保険組合」という。)から提出された請求者に係る適用台帳によると、請求期間①及び③から⑤までにおいて標準賞与額の記録は確認できないところ、請求期間①は平成18年2月24日に10万円、請求期間③は平成19年8月24日に36万円、請求期間④は平成20年2月26日に30万8,000円、請求期間⑤は平成21年2月26日に10万円が標準賞与額として記録されており、オンライン記録で確認できる賞与支払年月日及び標準賞与額と一致していることが確認できる。

一方、請求期間②について、事業主及び社会保険事務担当者は、健康保険組合の記録から判断して、確定の賞与がなかったものと考えられ、冬季賞与として平成18年12月に届出した旨回答しているところ、請求者から提出された平成18年12月の賞与明細書によると、賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録で確認できる平成18年12月15日を賞与支払年月日とする標準賞与額(23万6,000円)と一致している。

また、健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、請求期間②において標準賞与額の記録は確認できないところ、平成18年12月15日に23万6,000円が標準賞与額として記録されており、オンライン記録で確認できる賞与支払年月日及び標準賞与額と一致していることが確認できる。

以上のことから、請求期間①から⑤までの賞与については、請求期間①は平成18年2月24日、請求期間②は平成18年12月15日、請求期間③は平成19年8月24日、請求期間④は平成20年2月26日、請求期間⑤は平成21年2月26日を賞与支払年月日として届出されたものと認められる。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額は、上述の賞与支払年月日(請求期間①は平成18年2月24日、請求期間②は平成18年12月15日、請求期間③は平成19年8月24日、請求期間④は平成20年2月26日、請求期間⑤は平成21年2月26日)において厚生年金保険の年金記録に記録されていることから、厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。